



## 2019年資金決済法等改正案の概要：暗号資産・電子記録移転権利、金融機関による情報・データの利活用、一括清算法改正等

執筆者：谷澤 進、芝 章浩、山本 俊之

### 1. はじめに

2019年3月15日、政府は、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下「本法案」といいます。)を国会に提出しました<sup>1</sup>。その内容は概ね以下のように整理できます。

改正のテーマ		改正される法律
暗号資産 (仮想通貨)	暗号資産への呼称変更と定義修正	資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)等
	暗号資産交換業規制	
	金融商品取引業規制	金融商品取引法等
	不公正取引規制	金融商品の販売等に関する法律(以下「金融商品販売法」といいます。)
リテール販売時の不法行為責任		
電子記録移転権利		金融商品取引法
金融機関による情報の第三者提供に係る事業		銀行法、金融商品取引法、保険業法等
保険会社による InsurTech 企業等の子会社化		保険業法
更生手続開始時の店頭デリバティブ取引等に係る担保権の取扱い		金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(以下「一括清算法」といいます。)
証券取引等監視委員会(以下「監視委」といいます。)等職員の犯則調査におけるデータの差押え等		金融商品取引法

以下では、これらについて順に概要を解説します。

<sup>1</sup> 本法案及び国会に提出された関連資料については、[金融庁ウェブサイト](#)参照。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

## 2. 暗号資産(仮想通貨)に関する改正

現行法上、ビットコインや ICO トークン等の仮想通貨については、資金決済法において仮想通貨交換業者に対する利用者保護規制が定められています。

本法案では、昨年末に公表された「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書<sup>2</sup>(以下「研究会報告書」といいます。)を踏まえ、以下に概説する改正が提案されています。

### (1) 仮想通貨から暗号資産への呼称変更

本法案では、現行法上の「仮想通貨」は「暗号資産」に呼称が変更され<sup>3</sup>、「仮想通貨」を含むその他の用語についても同様の呼称変更が行われます。

### (2) 暗号資産の定義

本法案では、改正後資金決済法における「暗号資産」の定義につき、基本的には現行法上の「仮想通貨」の定義を維持しつつ、後述の「電子記録移転権利」<sup>4</sup>を表示するものを除外することで両方に該当することによる二重の規制・監督のおそれを排除しています。

### (3) 暗号資産交換業規制

#### (a) 暗号資産管理業務

現行法上、自身が業として行う仮想通貨の交換等に関して利用者の仮想通貨の管理をする業務は「仮想通貨交換業」の定義に含まれています<sup>5</sup>。本法案では、暗号資産の交換等を伴わずにいわゆるオンライン・ウォレットを提供するカストディ事業にも業規制を及ぼすべく、「暗号資産交換業」の定義に、「他人のために暗号資産の管理をすること(当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。)(資金決済法上「暗号資産の管理」と定義されます。)を業として行うことを含めることとしています<sup>6</sup>。

#### (b) 参入規制

本法案では、暗号資産交換業の登録拒否・取消事由として、暗号資産交換業者をその会員とする認定資金決済事業者協会<sup>7</sup>に加入していない場合であって、当該協会の自主規制に準ずる内容の社内規則を作成していないこと、又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないことを追加しています<sup>8</sup>。

#### (c) 業者規制の強化と利用者財産の保護

本法案では、取り扱う暗号資産の名称又は暗号資産交換業の内容及び方法のいずれかの変更については、原則として(事後

<sup>2</sup> [「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書\(平成 30 年 12 月 21 日\)](#)。概要については、[有吉尚哉＝谷澤進＝芝草浩「仮想通貨\(暗号資産\)および ICO に関する新たな規制枠組み」西村あさひ法律事務所金融ニューズレター2019 年 1 月号](#)参照。

<sup>3</sup> 本法案 1 条による改正後の資金決済法(以下「改正後資金決済法」といいます。)2 条 5 項。

<sup>4</sup> 本法案 2 条による改正後の金融商品取引法(以下「改正後金融商品取引法」といいます。)2 条 3 項。

<sup>5</sup> 資金決済法 2 条 7 項 3 号。

<sup>6</sup> 改正後資金決済法 2 条 7 項 柱書、4 号。

<sup>7</sup> 特段の事情の変化がない限り、日本仮想通貨交換業協会がこれに該当することとなります(本法案附則 6 条)。

<sup>8</sup> 改正後資金決済法 63 条の 5 第 1 項 6 号、63 条の 17 第 1 項 1 号。

届出ではなく事前届出の対象としています<sup>9</sup>。

また、契約締結、勧誘及び広告に関する行為規制を導入し、暗号資産信用取引について一定の情報提供等を義務づけるなど、暗号資産交換業者の行為規制を強化しています<sup>10</sup>。

利用者財産の管理についても一定の改正が行われます。現行法上、仮想通貨交換業者が利用者の金銭及び仮想通貨について負う分別管理義務においては倒産隔離機能を期待できない簡易な方法が許容されていますが、本法案では、利用者の金銭については信託が求められます<sup>11</sup>。他方、利用者の暗号資産については、信託は求められないものの、一定の要件に該当するものを除き、内閣府令で定める一定の安全な方法<sup>12</sup>で管理することが義務づけられます<sup>13</sup>。さらに、当該要件に該当する暗号資産と同種同量の暗号資産(資金決済法上これを「履行保証暗号資産」といいます。)を自己の暗号資産として保有し、それ以外の自己の暗号資産と分別管理し、内閣府令で定める一定の安全な方法<sup>14</sup>で管理することが義務づけられます<sup>15</sup>。

また、利用者は、暗号資産交換業者に対して有する管理を委託した暗号資産の移転を目的とする債権に関し、当該暗号資産交換業者が分別管理を行う利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産(いずれも第三取得者に移転したものは除きます。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有するものとされています<sup>16</sup>。

#### (d) AML/CFT 規制

本法案において、暗号資産交換業者は現行法上の仮想通貨交換業者と同様に犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)上の特定事業者とされていますので<sup>17</sup>、暗号資産の交換等を行わずに暗号資産の管理に係る業務を行ういわゆるカストディ業者も、暗号資産交換業者として、同法に基づくマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策規制に服することとなります。

#### (e) 経過措置

経過措置により、既存の仮想通貨交換業者は、改正後は暗号資産交換業者として登録を受けたものとみなされます<sup>18</sup>。

他方、施行時点で仮想通貨交換業に該当しない範囲ですでに暗号資産の管理に係る業務を行っている者は、施行日以後 6 ヶ月以内に暗号資産交換業の登録申請を行うことで、原則として施行日以後 1 年 6 ヶ月間、登録前であっても既存の範囲(利用者及び暗号資産の種類)で当該業務を継続できます(なお、施行日以後 6 ヶ月間の猶予期間を得るためには施行日以後 2 週間以内にも一定の届出が必要です。)<sup>19</sup>。ただし、みなし暗号資産交換業者として、改正後の資金決済法及び犯罪収益移転防止法を遵守する必要があります<sup>20</sup>。

<sup>9</sup> 改正後資金決済法 63 条の 6 第 1 項、2 項。

<sup>10</sup> 改正後資金決済法 63 条の 9 の 2、63 条の 9 の 3、63 条の 10 第 2 項。

<sup>11</sup> 資金決済法 63 条の 11 第 1 項、仮想通貨交換業者に関する内閣府令 20 条、改正後資金決済法 63 条の 11 第 1 項、2 項。

<sup>12</sup> コールド・ウォレットによる管理が想定されています(金融庁「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」説明資料 2 頁)。

<sup>13</sup> 改正後資金決済法 63 条の 11 第 2 項。

<sup>14</sup> こちらもコールド・ウォレットによる管理が想定されています(金融庁・前掲注 12・2 頁)。

<sup>15</sup> 改正後資金決済法 63 条の 11 の 2 第 1 項。

<sup>16</sup> 改正後資金決済法 63 条の 19 の 2 第 1 項、2 項、民法 333 条。

<sup>17</sup> 本法案附則 24 条による改正後の犯罪収益移転防止法(以下「改正後犯罪収益移転防止法」といいます。)2 条 2 項 31 号。

<sup>18</sup> 本法案附則 4 条 1 項。

<sup>19</sup> 本法案附則 2 条 1 項、2 項、3 条。

<sup>20</sup> 本法案附則 2 条 3 項。

#### (4) 暗号資産と金融商品取引業規制

##### (a) デリバティブ取引に係る業規制

現行法上、仮想通貨を原資産とし又は仮想通貨に関する指標を参照指標とするデリバティブ取引は、金融商品取引法又は商品先物取引法による規制対象とされていません<sup>21</sup>。

本法案では、金融商品取引法上の「金融商品」に「暗号資産」を追加することで、同法上の「デリバティブ取引」に、暗号資産を原資産とし又は暗号資産に関する指標を参照指標とするもの(以下「暗号資産関連デリバティブ取引」といいます。)を含めています<sup>22</sup>。その帰結として、暗号資産関連デリバティブ取引に関するさまざまな業務が金融商品取引業の対象に加わります。もともと、暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱う業務が同時に暗号資産交換業にも該当する可能性<sup>23</sup>は条文上は排除されておらず、留意を要します。

また、暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱う一定の業務は金融商品取引業者の登録事項及び変更登録事項とされるとともに、これらの業務に係る業務方法書の一定の記載事項の変更は事前届出の対象とされています<sup>24</sup>。

さらに、本法案では、暗号資産に関する一定の金融商品取引行為を業として行う場合の特則として、顧客に対する説明及び表示に関し一定の行為規制を定めています<sup>25</sup>。

##### (b) みなし金銭としての暗号資産

本法案では、一定の規定との関係では暗号資産を金銭とみなして金融商品取引法及び同法に基づく命令を適用することとしており、これにより、暗号資産による出資がなされる組合型ファンド持分も集団投資スキーム持分として金融商品取引法上の有価証券に該当することとなり、暗号資産と有価証券の交換を業として行うと第一種・第二種金融商品取引業に該当することとなるなど、金融商品取引法の適用範囲が拡大することとなります<sup>26</sup>。

##### (c) AML/CFT 規制

本法案による改正によって新たに金融商品取引業に該当することとなる事業を行う者も、金融商品取引業者として、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(AML/CFT)規制に服することとなります<sup>27</sup>。

##### (d) 経過措置

経過措置により、施行時点で本法案により新たに金融商品取引業に該当する事業を行っている者(金融商品取引業者及び登録金融機関となり得る金融機関を除きます。)は、施行日以後 6 ヶ月以内に金融商品取引業の登録申請を行うことで、原則として施行日以後 1 年 6 ヶ月間、登録前であっても既存の範囲(顧客及び有価証券又はデリバティブ取引の種類)で当該業務を継続できます(なお、施行日以後 6 ヶ月間の猶予期間を得るためには施行日以後 2 週間以内にも一定の届出が必要です。)<sup>28</sup>。ただし、みなし金融商品取引業者として、改正後の金融商品取引法及び犯罪収益移転防止法を遵守する必要があります<sup>29</sup>。

<sup>21</sup> 西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全(下)[全訂版]』(商事法務、2017 年)877 頁、881 頁[芝章浩]。

<sup>22</sup> 改正後金融商品取引法 2 条 20 項から 23 項まで、24 項 3 号の 2。

<sup>23</sup> 現行法上、仮想通貨を用いた先物取引等のうち反対売買等を行わずに現物決済が行われる場合については「仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換」に該当するものとして資金決済法上の仮想通貨交換業規制の対象となるものとされています(事務ガイドライン「第三分冊:金融会社関係」「16.仮想通貨交換業者関係」I-1-2)。

<sup>24</sup> 改正後金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 9 号、31 条 3 項、4 項、33 条の 6 第 3 項。

<sup>25</sup> 改正後金融商品取引法 43 条の 6、63 条 11 項、66 条の 15 等。

<sup>26</sup> 改正後金融商品取引法 2 条の 2。また、本法案では、宅地建物取引業法 50 条の 2 の 4 についても暗号資産を対価とする取引が対象となるように改正するものとしています(本法案附則 17 条)。

<sup>27</sup> 改正後犯罪収益移転防止法 2 条 2 項 21 号。

<sup>28</sup> 本法案附則 10 条 1 項、2 項、11 条。

<sup>29</sup> 本法案附則 10 条 3 項。

また、施行時点で暗号資産関連デリバティブ取引に係る変更登録を要する業務を行っている金融商品取引業者は、原則として施行日以後 6 ヶ月間、必要な変更登録前であっても既存の範囲(顧客及びデリバティブ取引の種類)で当該業務を継続できます<sup>30</sup>。

#### (5) 不公正取引規制

本法案では、暗号資産の売買その他の取引及び暗号資産関連デリバティブ取引に関して新たな不公正取引規制を導入しています<sup>31</sup>。かかる不公正取引規制への違反は、刑事罰の対象ですが<sup>32</sup>、既存の不公正取引規制とは異なり課徴金の対象ではありません。

#### (6) リテール販売時の不法行為責任

本法案では、暗号資産の現物取引について金融商品販売法に基づく説明義務等の対象としています<sup>33</sup>。また、暗号資産関連デリバティブ取引についても金融商品取引法上のデリバティブ取引として同法上の説明義務等の対象となります<sup>34</sup>。なお、本法案では、同法上の「物又は権利」という用語を「財産」に改めており<sup>35</sup>、ビットコインのような権利を表章しない暗号資産への適用に関する疑義<sup>36</sup>を解消しています。

### 3. 電子記録移転権利に関する改正

現行法上、投資型 ICO において発行される事業収益の分配等が期待されるトークンについては、法定通貨により購入され、又は仮想通貨で購入されるが実質的には法定通貨で購入されるものと同視される場合に限り、金融商品取引法 2 条 2 項 5 号又は 6 号の集団投資スキーム持分に該当するものと考えられています<sup>37</sup>。この点、前記 2(4)(b)に述べたとおり、本法案により、暗号資産により購入される場合全般が集団投資スキーム持分に該当し得ることとなります。

本法案ではさらに、研究会報告書を踏まえ、以下に述べたとおり、そのようなトークンに表示される権利を、「電子記録移転権利」として位置づけ、第一項有価証券として取り扱うこととしています。

#### (1) 電子記録移転権利の定義

本法案では、金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利(すなわち、現行法上は第二項有価証券とされる権利)のうち「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示される場合(流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。)」に該当するものを「電子記録移転権利」と定義しています<sup>38</sup>。

<sup>30</sup> 本法案附則 12 条。

<sup>31</sup> 改正後金融商品取引法 185 条の 22、185 条の 23、185 条の 24。

<sup>32</sup> 改正後金融商品取引法 197 条 1 項 6 号、2 項 2 号、198 条の 2 第 1 項 1 号。

<sup>33</sup> 本法案 3 条による改正後の金融商品販売法(以下「改正後金融商品販売法」といいます。)2 条 1 項 6 号ハ、3 条 5 項 5 号。

<sup>34</sup> 改正後金融商品販売法 2 条 1 項 8 号、9 号。

<sup>35</sup> 金融商品販売法 3 条 3 項、6 条 2 項、改正後金融商品販売法 3 条 3 項、6 条 2 項。

<sup>36</sup> 西村あさひ法律事務所編・前掲注 21・856 頁以下〔芝章浩〕。

<sup>37</sup> 研究会報告書 20 頁以下。

<sup>38</sup> 改正後金融商品取引法 2 条 3 項。

## (2) 開示規制

電子記録移転権利は、現行法上は第二項有価証券ですが、本法案により第一項有価証券に位置づけられます<sup>39</sup>。そのため、例えば、私募や私売出しの要件としては第一項有価証券としての要件が当てはまることとなります。

また、現行の発行・継続開示規制法上、第二項有価証券は、主として有価証券に投資される一定の場合を除き、適用除外有価証券とされていますが、本法案では、電子記録移転権利について適用除外有価証券とはしないものとしています<sup>40</sup>。

## (3) 金融商品取引業規制

### (a) 業務の種類等

現行法上、電子記録移転権利に相当する権利の売買、その媒介、取次ぎ若しくは代理、募集・私募の取扱い等は第二種金融商品取引業に該当しますが、本法案により、第一種金融商品取引業に該当することになります<sup>41</sup>。同様に、電子記録移転権利に該当する集団投資スキーム持分については、現行法上は第二種少額電子募集取扱業務の対象ですが、本法案により第一種少額電子募集取扱業務の対象となります<sup>42</sup>。また、電子記録移転権利は有価証券等管理業務としての保護預りの対象にも追加されています<sup>43</sup>。

他方、電子記録移転権利に該当する集団投資スキーム持分について、自己募集・私募が第二種金融商品取引業に該当する点、自己運用が投資運用業に該当する点、これらについて適格機関投資家等特例業務が利用可能な点は、現行法上の取扱いと異なりません<sup>44</sup>。

### (b) 登録・届出制度の整備

本法案では、金融商品取引法 2 条 2 項の規定により有価証券とみなされる権利のうち内閣府令で定めるもの又はかかる権利を原資産とし若しくは参照指標とするデリバティブ取引を取り扱う一定の業務は、金融商品取引業者の登録事項及び変更登録事項とされるとともに、これらの業務に係る業務方法書の一定の記載事項の変更は事前届出の対象とされており<sup>45</sup>、少なくとも電子記録移転権利が内閣府令で定められることが想定されます。

### (c) 経過措置

経過措置により、施行時点で前記(b)の業務を行っている金融商品取引業者は、原則として施行日以後 6 ヶ月間、必要な変更登録を受ける前であっても、施行時点で現に行っている範囲(顧客及び有価証券又はデリバティブ取引の種類)で当該業務を継続できます<sup>46</sup>。

## 4. その他の改正

本法案では、情報通信技術の進展の名の下、暗号資産及び電子取引移転権利以外に関しても、バラエティに富んだいくつかの提案がなされています。

<sup>39</sup> 同前。

<sup>40</sup> 金融商品取引法 3 条 3 号、金融商品取引法施行令 2 条の 9、2 条の 10、改正後金融商品取引法 3 条 3 号口。

<sup>41</sup> 金融商品取引法 28 条 2 項 2 号、改正後金融商品取引法 28 条 1 項 1 号。

<sup>42</sup> 金融商品取引法 29 条の 4 の 3 第 4 項、改正後金融商品取引法 29 条の 4 の 2 第 10 項 2 号。

<sup>43</sup> 改正後金融商品取引法 2 条 8 項 16 号。

<sup>44</sup> 金融商品取引法 2 条 8 項 7 号ハ、15 号ハ、28 条 2 項 1 号、28 条 4 項 3 号、63 条 1 項。

<sup>45</sup> 改正後金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 8 号、31 条 3 項、4 項、33 条の 6 第 3 項。

<sup>46</sup> 本法案附則 12 条。

### (1) 金融機関による情報の第三者提供に係る事業

業務範囲規制が課されている金融機関、すなわち、銀行その他の預貯金取扱金融機関、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者)及び保険会社について、本法案により、顧客の情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する事業その他当該金融機関の保有する情報を第三者に提供する事業であって、当該金融機関の本業の高度化又は当該金融機関の利用者の利便向上に資するものが、付随業務に追加されます<sup>47</sup>。

具体的には、外部企業の広告を顧客へ配信すること、他の事業者と顧客情報を共有しながら協働でのサービス提供を行うこと、銀行が顧客と事業者の間で情報を管理・運用すること(情報信託機能、「情報銀行」)が想定されています<sup>48</sup>。

なお情報管理については、銀行の守秘義務や個人情報保護法等の関連法令、さらには監督指針や自主規制への目配りが必要となりますが、付随業務に位置付けられた後においても、これらの義務遵守は引き続き必要となります。

### (2) 保険会社による InsurTech 企業等の子会社化

2016年の銀行法改正<sup>49</sup>と同様に、保険会社も、いわゆる10%ルールの例外として、当局の認可を受けて「情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」に対して、最大100%の出資・議決権保有が可能となります<sup>50</sup>。

これは、銀行同様に、保険会社についても、保険業高度化や利用者利便向上を図る観点から、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社として保有することを認めることが適当と考えられるためであり<sup>51</sup>、今後、保険会社が InsurTech 企業等を子会社化する動きが出てくるかが注目されます。

### (3) 更生手続開始時の店頭デリバティブ取引等に係る担保権の取扱いを規定する一括清算法改正

2016年9月より適用開始された店頭デリバティブ取引の証拠金規制<sup>52</sup>は、超大手金融機関(Phase 1)を皮切りにグローバルでの段階適用が進み、現在では、より小規模の金融機関が適用対象となる2020年9月のPhase 5(IM Big Bang)対応が急務となっています。証拠金規制では、取引の時価変動に対応する変動証拠金(VM)のみならず、取引相手方がデフォルトした際のポジション再構築に要する期間の将来時価変動に対応する当初証拠金(IM)について、当事者間で各々が相互に担保差入を行い、デフォルト時には遅滞なく利用できることが必要です。

クロスボーダー取引が多い店頭デリバティブの担保実務では、国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)が作成した契約雛型である Credit Support Annex(CSA)や Credit Support Deed(CSD)が用いられます。IMについては、第三者であるカストディアンの利用を前提として、米国ニューヨーク州法/英国法準拠の IM CSA/CSD が利用され、ここでは法律構成として pledge/charge といった

<sup>47</sup> 本法案10条による改正後の銀行法10条2項12号、改正後金融商品取引法35条1項16号、本法案11条による改正後の保険業法(以下「改正後保険業法」といいます。)98条1項14号等。

<sup>48</sup> 「座談会 金融法制の現代的課題(上)——情報、決済、プラットフォームをめぐって——」金融法務事情2109号(2019年3月10日号)8頁[大澤正和発言]参照。

<sup>49</sup> 銀行は、いわゆる5%ルールの例外として、当局の認可を受けて「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」(銀行業高度化等会社)に対して、最大100%の出資・議決権保有が可能となりました(銀行法16条の2第1項12号の3、7項、同法施行規則17条の5の2)。銀行持株会社についても同様の改正がなされています(銀行法52条の23第1項11号の3、同法施行規則34条の19の2)。

<sup>50</sup> 改正後保険業法106条1項13号の2、7項等。

<sup>51</sup> [金融審議会 金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」\(平成31年1月16日\)](#)4頁。なお、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者については、保有可能な子会社の範囲に関する制限がそもそも存在しないため、現行制度の下でも、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社として保有することが可能とされています。

<sup>52</sup> その概要は、西村あさひ法律事務所編・前掲注21・779~800頁[山本俊之]参照。

担保権(security interest)構成が採用されています。これに呼応するように、クロスボーダー取引のIMでは日本国債の担保提供についても日本法の質権構成が用いられているのが通例だと思われます。

このとき取引相手方である日本の金融機関に更生手続が適用された場合には、日本の金融機関が差し入れた担保に係る被担保債権が更生担保権<sup>53</sup>として取り扱われ、担保実行が即座に行えないリスクが存在するのではないかという点が証拠金規制導入時より議論されていました。

これは、一括清算法が、「消費貸借/消費寄託」(+相殺)構成を採用する担保取引のみを保護し、担保権構成は保護対象外としていたためですが、本法案では、

「店頭デリバティブ取引等の特定金融取引を行う金融機関等について更生手続開始の決定がされた場合には、当該特定金融取引に係る担保権の目的である財産は、更生手続開始の申立てがあった時又は譲渡した時において、更生手続開始の決定がされた者の相手方又は第三者に帰属することとし、当該担保権の目的である財産の額を一括清算後の債権額から控除することとする。」

という仕組みを新設の4条に設けることで、担保権構成のIM CSA/CSDを上記リスクから解放することを企図しています。なお、第三者への譲渡を行う処分清算については、「更生手続開始の申立て以後更生手続開始前に第三者に譲渡した時」<sup>54</sup>という制限が付されていることに留意が必要です。

今後は、①IM CSA/CSDが改正後一括清算法上の担保権設定契約の要件を充足するかどうかの確認<sup>55</sup>、②今後内閣府令で定められる「一括清算対象財産」や帰属清算時・処分清算時の「評価額」の具体的内容、③IM CSA/CSD以外の担保権構成を用いた担保契約の活用方法検討<sup>56</sup>、といった点にデリバティブの市場参加者の注目が集まるように思われます。

経過措置については、施行日以後に更生手続開始の申立てがあった者により設定されている担保権の目的である財産について新設の4条を適用するものとされています<sup>57</sup>。

#### (4) 監視委等職員の犯則調査におけるデータの差押え等

高度情報化の進展に伴い、近年コンピュータを利用した犯罪行為が増加を続けており、こうした事態に適切に対処するため、監視委又は財務(支)局の職員による金融商品取引法上の犯則事件の調査においても、電磁的記録の証拠収集・分析を行う必要性が高まっています。しかしながら、金融商品取引法には、刑事訴訟法、国税通則法等と同様の電磁的記録に係る差押えの制度が導入されていないことから<sup>58</sup>、このたび、法改正により制度整備がなされることとなりました<sup>59</sup>。

## 5. 今後の展開

本法案に基づき法律が成立した場合、公布日以後1年以内に施行されることとなります<sup>60</sup>。施行までには必要な政令や内閣府令がパブリックコメントを経て制定されることで具体的なルールの内容が確定することとなりますので、引き続き注視が必要です。

<sup>53</sup> 会社更生法2条10項、更生特例法4条10項、169条10項参照。

<sup>54</sup> 本法案13条による改正後の一括清算法(以下「改正後一括清算法」といいます。)4条4項。

<sup>55</sup> その契約条項中において、基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方に更生手続開始の申立てがあった場合は、「担保権者に弁済として担保権の目的である財産を帰属させることができることを約定している」ことや「担保権者に担保権の目的である財産を処分させることができることを約定している」ことが必要です(改正後一括清算法4条1項、4項)。

<sup>56</sup> 法文上は、あくまで一定の契約条項を含んだ担保権設定契約とされており、「IM CSA/CSD」といった特定はなされていません。

<sup>57</sup> 本法案附則15条。

<sup>58</sup> 監視委「犯則調査における証拠収集・分析手続の整備について」(2019年2月26日)。

<sup>59</sup> 改正後金融商品取引法211条等。

<sup>60</sup> 本法案附則1条。





たにざわ すすむ  
**谷澤 進**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[s\\_tanizawa@jurists.co.jp](mailto:s_tanizawa@jurists.co.jp)

広く金融分野を業務分野とし、複数の金融機関への出向経験を活かして、キャピタル・マーケット、金融規制／コンプライアンス関連業務、アセット・ファイナンス等の案件に従事するほか、金融分野における M&A や当局対応も担当する。



しば あきひろ  
**芝 章浩**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[a\\_shiba@jurists.co.jp](mailto:a_shiba@jurists.co.jp)

2007 年弁護士登録、2018 年ニューヨーク州弁護士登録。2005 年東京大学法学部卒業、2017 年コーネル大学ロースクール卒業(LL.M.)。2011 年 10 月から 2014 年 6 月まで金融庁に出向し企画立案業務に従事。2017 年 8 月から 2018 年 8 月まで株式会社三菱 UFJ 銀行シンガポール支店に出向し法務に従事。金融規制対応のほか、ストラクチャード・ファイナンス、アセットマネージメント等の国際・国内金融取引を専門分野とし、大手金融機関から FinTech スタートアップまでさまざまな依頼者をサポートしている。



やまもと としゆき  
**山本 俊之**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[to\\_yamamoto@jurists.co.jp](mailto:to_yamamoto@jurists.co.jp)

2009 年弁護士登録。アセットマネージメントやデリバティブを中心に、金融取引やレギュレーション、当局対応・海外紛争案件にも関与。弁護士登録前は、2000 年から 2005 年まで株式会社格付投資情報センター(R&I)、2007 年から 2008 年までメリルリンチ日本証券株式会社にてそれぞれアナリスト業務に従事。日本証券アナリスト協会検定会員、国際公認投資アナリスト。近著に『ファイナンス法大全(上)(下)[全訂版]』(共著)、『FinTech ビジネスと法 25 講』(共著)、「AI を利用した公募投信の現状」(共著)等。